

資料編

1. 由布市地域自立支援協議会委員名簿

	氏名	所属	備考
1	佐藤 清八	由布市身体障害者福祉協議会連合会	会長
2	平松 恵美男	由布市議会	副会長
3	衛藤 哲雄	由布市民生委員児童委員協議会	
4	萩野 治美	大分県のぞみ園	
5	日野 修	障害者支援施設 小松寮	
6	工藤 徳治	向陽学園	
7	柳田 美香	木埋学園	
8	首藤 正邦	障害者就労支援施設 森の家・高崎	
9	宮崎 義美	由布市身体障害者相談員	
10	立川 喜美恵	由布市知的障害者相談員	
11	軸丸 三枝子	中部保健所	
12	佐藤 ノリ子	由布支援学校	
13	佐藤 誠一郎	由布市社会福祉協議会	
14	福山 実穂	由布市学校教育課	
15	在津 典良	由布市子育て支援課	

2. 用語解説

あ行

◆アクセシビリティ

高齢の人や障がいのある人などを含め、誰でも必要とする情報に簡単にたどりつけ、提供されている情報や機能を利用できる状態のことを言います。

◆一般就労

通常の雇用形態のことで、労働基準法及び最低賃金法に基づく雇用関係による企業への就労をいいます。「福祉的就労」に対する用語として使用されます。

◆医療的ケア児

日常生活をおくる上で「たんの吸引」や「経管栄養」などの医療的援助を必要とする児童のことです。

◆インクルージョン

インクルージョンは英語で「Inclusion」と表記され、「包含」や「包括」という意味を持ちます。

これは、障がい者を含むすべての人々が社会の一員として尊重され、その個性や能力が活かされるべきであるという考え方を基にしています。

か行

◆基幹相談支援センター

地域における相談支援の中核的な役割を担い、身体・知的・精神障がいのある人やその家族の方の相談支援に関する業務を総合的に行うことを目的とする機関です。

◆共生社会

障がいがある、ないにかかわらず、女性も男性も、お年寄りも若い人も、すべての人が相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会のことです。

◆ケアマネジメント

障がい者の地域における生活を支援するために、ケアマネジメントを希望する者の意向を踏まえて、福祉・保健・医療・教育・就労などの幅広いニーズと、様々な地域の社会資源の間に立って、複数のサービスを適切に結びつけて調整を図るとともに、総合的かつ継続的なサービスの供給を確保し、さらには社会資源の改善及び開発を推進する援助方法です。

◆権利擁護

知的障がい者、精神障がい者、認知症高齢者などの判断能力が不十分な人に対して、福祉サービスの利用援助を行うことにより、自立した地域生活が送れるよう、その人の権利を擁護することです。

◆工賃

障がいのある人を支援する施設や事業所等で福祉的就労に従事する利用者に支払われる金銭のことです。施設の生産活動によって得た収入は、必要な経費を差し引いた残りを利用者に工賃として配分されます。

◆合理的配慮

障がいのある人が障がいのない人と平等に人権及び基本的自由を享受し行使できるよう、一人ひとりの特徴や場面に応じて発生する障がいや困難を取り除くための、個別の調整や変更を行うことです。

さ行

◆社会的障壁

障がい者にとって、日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他すべてのものをさします。

◆障がい児

身体に障がいのある児童、知的障がいのある児童、精神に障がいのある児童又は治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」第四条第一項の政令で定めるものによる障がいの程度が同項の厚生労働大臣が定める程度である児童をいいます。

◆障害者週間

国民の間に広く障がい者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障がい者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として設けられた週間です。

◆障害者優先調達推進法

障がい者就労施設や在宅で就労する障がいのある人の経済面の自立を進めるため、国や地方公共団体などの公的機関が、物品やサービスを調達する際、障がい者就労施設等から優先的・積極的に購入することを推進するために制定された法律です。

◆市民後見人

家庭裁判所に選任され、判断能力が十分でない方の金銭管理や日常生活における契約などを、本人を代理して行う弁護士や司法書士などの資格はもたない一般市民のことです。

◆自立支援給付

障がいの種別（身体障がい、知的障がい、精神障がい）にかかわらず、障がい者の自立支援を目的に全国一律で共通に提供するサービス。介護給付費（居宅介護、生活介護、同行援護、短期入所等）、訓練等給付費（就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助等）、自立支援医療費（更生医療、精神通院）、補装具費などがあります。

◆成年後見制度

知的障がい、精神障がい、認知症等により、判断能力が不十分な成年者を保護するための制度です。具体的には、判断能力が不十分な人について契約の締結などを代わりに行う代理人の選任や、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合、それを取り消すことができるようにするなど、これらの人を不利益から守るための制度です。

た行

◆特別支援学級

学校教育法の一部改正（平成19年4月施行）により「特殊学級」から名称変更されました。軽度の障がいのある児童生徒のために、学校教育法第75条の規定により小・中学校等に設置される学級で、知的障がい、肢体不自由、身体衰弱、弱視、難聴、自閉症・情緒障がいなどの障がいのある児童生徒を対象としています。

◆特別支援学校

視覚障がい者、聴覚障がい者、知的障がい者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む）に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする学校です。

な行

◆難病

原因が不明で、治療法が未確立であり、かつ後遺症を残すおそれが少なくない疾病です。経過が慢性にわたり、経済的な問題だけでなく、介助などに人手を要するために家庭の負担が大きく、また精神的にも負担の大きい疾病です。

◆ノーマライゼーション

障がいのある人とない人が、お互いに特別に区分されることなく、社会の中で同じように生活し、活動することが社会のあるべき姿（ノーマルな姿）であり、本来の望ましい姿であるとする考え方のことです。

は行

◆発達障がい

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障がいであってその症状が通常低年齢において発現するものです。

◆バリアフリー

障がいのある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味です。建物内の段差の解消など物理的障壁の除去という意味と、障がい者の社会参加を困難にしている社会的・制度的・心理的なすべての障壁の除去という意味があります。

◆福祉的就労

一般企業での就労が困難な障がい者が、福祉施設等で職業訓練等を受けながら働くことをいいます。

◆法定雇用率

民間企業や国、地方自治体等は、障がいのある人の雇用の場を確保するため、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、一定以上の割合（法定雇用率）にあたる障がいのある人を雇用しなければなりません。法定雇用率未達成の企業からは一定の納付金が徴収され、法定雇用率を超えて障がいのある人を雇用している企業には、障害者雇用調整金や報奨金として一定額が支給されます。

や行

◆ユニバーサルデザイン

障がいのある人や高齢者、外国人、男女など、それぞれの違いを超えて、すべての人が暮らしやすいように、まちづくり、ものづくり、環境づくりなどを行っていかこうとする考え方のことです。

◆要約筆記

聴覚障がい者に話の内容をその場で文字にして伝える筆記通訳のことです。話すスピードは書く（入力する）スピードより数倍も早くすべては文字化できないため、話の内容を要約して筆記するため「要約筆記」といいます。

ら行

◆ライフステージ

人の一生を年代によって分けたそれぞれの段階のこと。幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などに区分されます。

◆リハビリテーション

心身に障がいを持つ方の人間的復権を理念として、障がいのある人の能力を最大限に発揮させ、その自立を促すために行われる専門的技術のことをいいます。

◆療育

障がいのある児童に対して、個々の発達の状態や障がい特性に応じて、今の困りごとの解決と、将来の自立と社会参加を目指し支援をすることです。

**由布市障がい者基本計画
第7期由布市障がい福祉計画・
第3期由布市障がい児福祉計画**

編集・発行

由布市 福祉課

〒879-5498 大分県由布市庄内町柿原 302 番地（由布市役所本庁舎）

TEL：097-582-1265（福祉課直通）／FAX：097-582-1343

令和6年3月発行



由布市

